

令和2年6月26日	
資料提供	
担当課	農林水産部水産振興課
担当者	垣内、磯寄
電話	073-441-3004

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 漁業者等に対する資金繰り支援について (漁業振興資金の無利子化)

新型コロナウイルス感染症の影響による操業停止や魚価低下等により、漁業経営に影響を受けている又はその恐れがある漁業者等に対する資金繰り支援として、令和2年4月27日に本県独自の融資制度である漁業振興資金を発動したところです。

今回、更に県が利子補給することにより、貸付当初5年間を無利子といたします。

<p>◆貸付利率 0.20%</p>		<p>当初5年間無利子 ※R2.4.27以降の申込み全てに適用 6年目：0.20% (R2.6.26現在)</p>
------------------------	---	--

<漁業振興資金の概要>

- 1 対象者：県内の漁業を営む個人又は法人
 県内の漁業協同組合
- 2 資金使途：運転資金
- 3 貸付要件：新型コロナウイルス感染症の影響により漁業経営に支障を来している又はその恐れがあること
- 4 貸付限度額：漁業を営む法人及び漁業協同組合 2千万円
 漁業を営む個人 1千万円
 ※注 本資金の融資残高がある場合は、上記限度額から融資残高を差し引いた額を上限とする。
- 5 償還期限：6年以内（うち据置期間2年以内）
- 6 貸付利率：当初5年間無利子
 (6年目) 0.20%
- 7 保証料：当初5年間免除
 (6年目) 漁船の総トン数20t以上：0.95%
 その他：0.72%
- 8 融資機関：なぎさ信用漁業協同組合連合会
- 9 債務保証機関：全国漁業信用基金協会
- 10 借入申込受付期間：令和2年4月27日から令和3年3月1日まで
 (信漁連への申込)
- 11 借入申込の際に、新型コロナウイルス感染症の影響に関する申出書を提出